

環境報告書

2011



八王子市戸吹清掃工場

目 次

	ページ
私たちの取り組み・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第1章 事業概要	
1 施設のあらまし・・・・・・・・・・・・・・・・	3
2 私たちの組織・・・・・・・・・・・・・・・・	7
第2章 私たちの環境配慮の取り組み	
1 環境配慮の方針・・・・・・・・・・・・・・・・	9
2 環境負荷（単年度、推移）・・・・・・・・	10
3 環境対策・・・・・・・・・・・・・・・・	13
4 P R T R制度に基づく排出量及び移動量・・	19
5 熱エネルギーの有効利用・・・・・・・・	20
6 焼却灰の有効利用・・・・・・・・	21
7 環境負荷を減らす取り組み・・・・・・・・	23
8 安全衛生などの取り組み・・・・・・・・	25
第3章 コミュニケーション	
1 環境情報の公開・・・・・・・・	27
2 寄せられた意見、要望・・・・・・・・	28
3 施設の見学・・・・・・・・	28
4 美化活動・・・・・・・・	28
5 事業のあゆみ・・・・・・・・	28
巻末資料	
・ 案内図、問合せ先・・・・・・・・	29

表紙写真：八王子市環境部
戸吹清掃工場全景

私たちの取り組み

八王子市では、ごみの減量対策として平成 16 年 10 月からごみの有料化を実施し、可燃ごみを約 30%削減することができました。この成果を踏まえ、環境への負荷の低減と安全で快適に暮らせる「資源循環型社会⁽¹⁾」の実現をめざしていく必要があります、更なるごみの減量と資源化を進めるため、「八王子市ごみ処理基本計画」に基づき平成 22 年 10 月には新しくプラスチック資源化センターが稼働しました。その結果、不燃ごみは 55%削減し、プラスチックの資源化量は 400%増加することになり、大きな成果を挙げることができました。

戸吹地区には、今回整備されたプラスチック資源化センターをはじめ、戸吹清掃工場、戸吹不燃物処理センターが集約し、これら施設を併せて新たな組織として「戸吹クリーンセンター」が位置付けられました。戸吹清掃工場では、工場より発生する熱エネルギーを利用した発電（2080kW）を行い、不燃物処理センターでは、不燃物ごみを破碎・選別して鉄やアルミの売却、再利用を行い、プラスチック資源化センターでは、容器包装プラスチック及びペットボトルを圧縮梱包してリサイクル原料として出荷するなど環境負荷の低減へ貢献しています。また、平成 23 年 4 月に戸吹最終処分場の跡地にオープンした「戸吹スポーツ公園」や清掃工場の余熱を利用した「湯ったり館」を含め、この地区全体を緑の中のクリーンセンターとして、周辺環境の調和と景観に配慮した地域の交流の場や市民の憩いの場の提供、環境教育や情報発信など積極的に推進しています。

戸吹クリーンセンターの施設運営においては、常に環境負荷の低減を図り、環境にやさしい「循環型都市八王子」をめざし、環境保全や安全対策に万全を期し、広く市民の皆様へ情報を公開することによって信頼される工場として、全職員をあげて効率的、経済的な施設運営をめざします。

平成 23 年 9 月 1 日

戸吹クリーンセンター

所長 **守屋 和洋**

報告する期間

平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日まで

準拠したガイドライン

「一般廃棄物処理施設向け環境報告書ガイドライン 2005 年度版」東京都環境局

用語解説

(1)資源循環型社会

「大量生産・大量消費・大量廃棄」型の経済社会から脱却し、生産から流通、消費、廃棄にいたるまで物質の効率的な利用やリサイクルを進めることにより、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷が低減される社会をいいます。

第1章 事業概要



工場棟正面玄関

1 施設のあらまし

戸吹清掃工場は、八王子市の西北部に位置し、平成 10 年 4 月に稼動し、一日最大 300 トンの能力を有し、市内の可燃ごみを年間 63,400 トン（平成 22 年度）焼却しています。

また、焼却灰を溶融し、スラグとして有効利用できる灰溶融設備や工場より発生する熱エネルギーを回収利用する発電施設を設置しています。

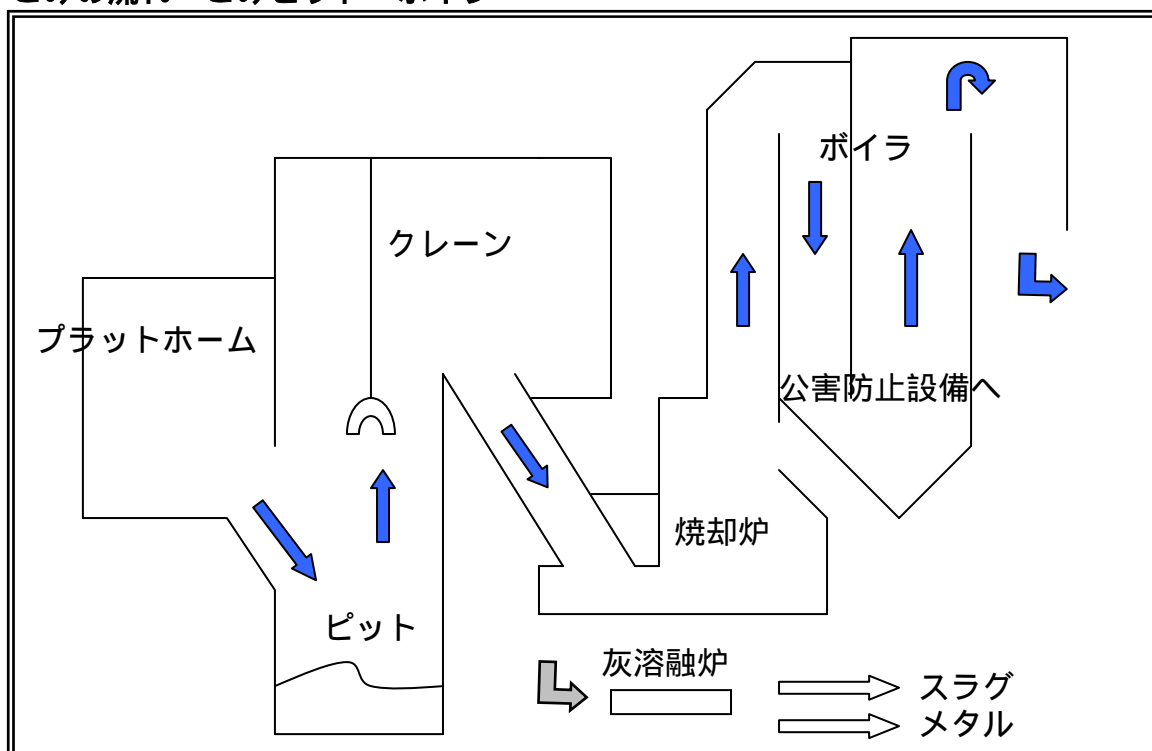
(1) ごみ焼却処理設備

処理能力	300 トン / 日 (100 トン / 日 × 3 基)
敷地面積	21,445 m ²
建築面積	7,118 m ² (工場・管理棟)
竣工	平成 10 年 3 月
排ガス処理設備	いおう酸化物・窒素酸化物・塩化水素除去設備、 触媒・無触媒脱硝設備 反応ろ過集じん装置
焼却方式	全連続燃焼式焼却炉
発電設備	蒸気タービン・出力 2,080kW
余熱利用	場内給湯・冷暖房・戸吹不燃物処理センター熱源 温水供給・戸吹湯ったり館蒸気供給
管理目標値	いおう酸化物 20ppm 以下、塩化水素 25ppm 以下 窒素酸化物 50ppm 以下、ばいじん量 0.02g / m ³ N 以下

(2) 灰溶融設備

処理能力	36 トン / 日 (18 トン / 日 × 2 炉)
溶融炉形式	電気抵抗式 (2 炉交互運転)

ごみの流れ ごみピット～ボイラ





プラットフォーム

収集車で搬入した可燃ごみは、計量した後プラットフォームからごみピットに投入します。

ピットの容量は4,500m³です。



焼却炉の内部

ストーカ式焼却炉で、ごみを火格子上で乾燥させ、850以上の高温で燃焼させ、コンピュータによる自動燃焼制御を行い、効率的で安全な運転管理を行っています。



灰溶融炉

焼却灰を電気抵抗熱によって約 1500 で溶融（溶かす）することによりスラグ・メタル₍₂₎に分離し、減容化、無害化します。スラグ、メタルは有効利用しています。

ごみ処理にかかる経費

ごみ 1 トン当り 19,903 円

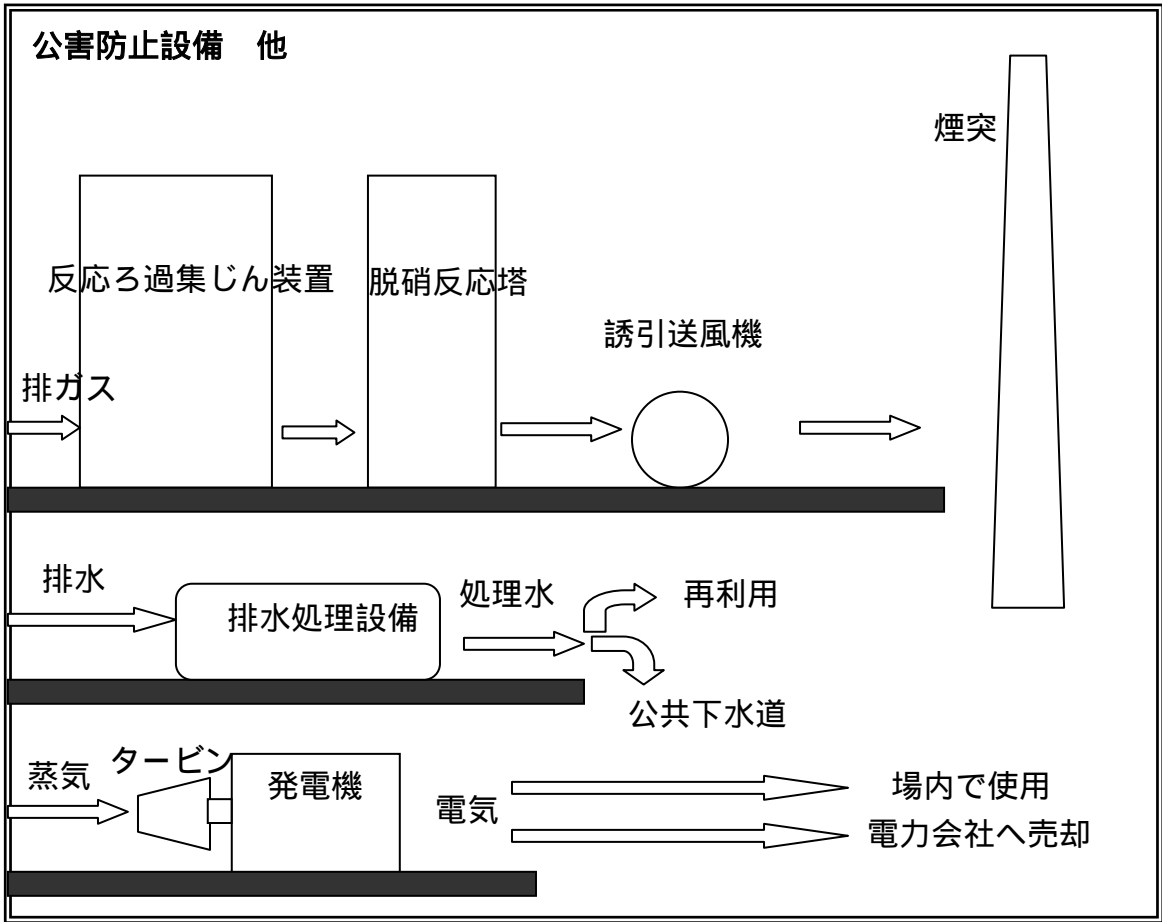
(平成 22 年度実績)

(ごみの収集運搬や埋立費用は含まれていません。)

用語解説

(2)スラグ・メタル

ごみの焼却灰を 1500 で溶融してできる物をスラグといい、焼却灰中の金属が溶融炉の中で、比重差で下部に溜まったものをメタル（金属）といいます。



反応ろ過集じん装置

排ガス中のばいじんを除去する装置で、ばいじんだけではなく特殊な布のフィルタでダイオキシン類も除去します。



脱硝反応塔

排ガス中の窒素酸化物にアンモニアを噴霧し、触媒の働きによって分解除去します。



蒸気タービン発電機

最大 2,080kW の発電が可能で、発電した電力は工場内で使用する他電力会社へ送電しています。

(3) 戸吹最終処分場

総面積	181,000 m ²
埋立面積	84,000 m ²
埋立容量	939,300 m ³
埋立期間	昭和 57 年 4 月から 平成 9 年 3 月末
浸出水処理施設	処理能力 250 m ³ / 日 貯留能力 1,500 m ³

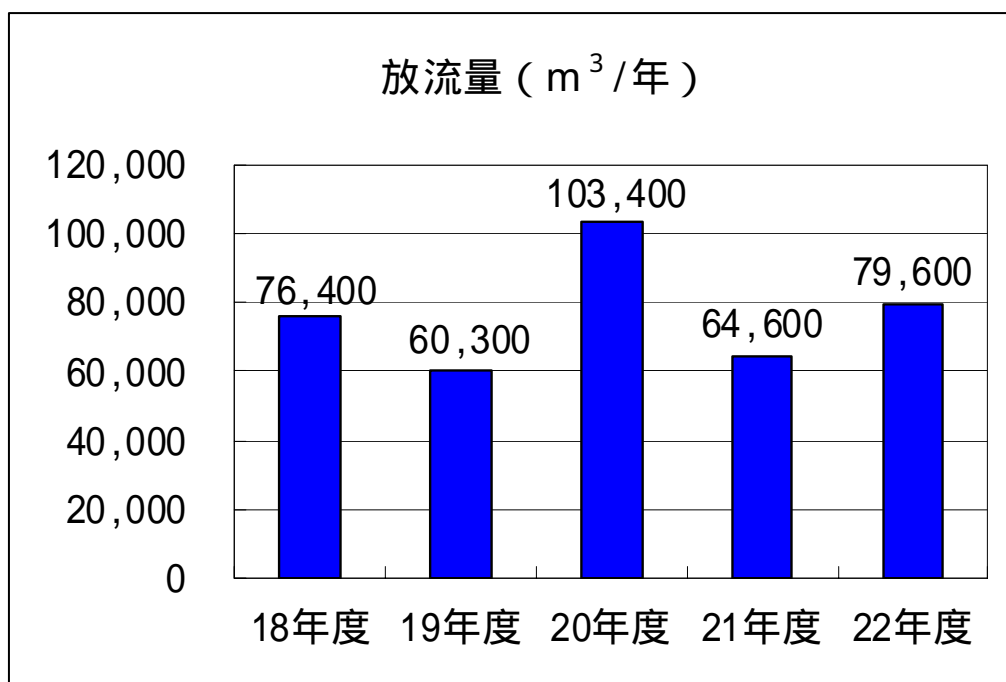


最終処分場浸出水処理施設

浸出水は、平成 18 年度（平成 19 年 3 月末）までは処理施設で生物処理・凝集沈澱処理・砂ろ過処理・活性炭処理等を行い、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」の排水基準に適合するよう処理し、多摩川の支川である谷地川へ放流していました。

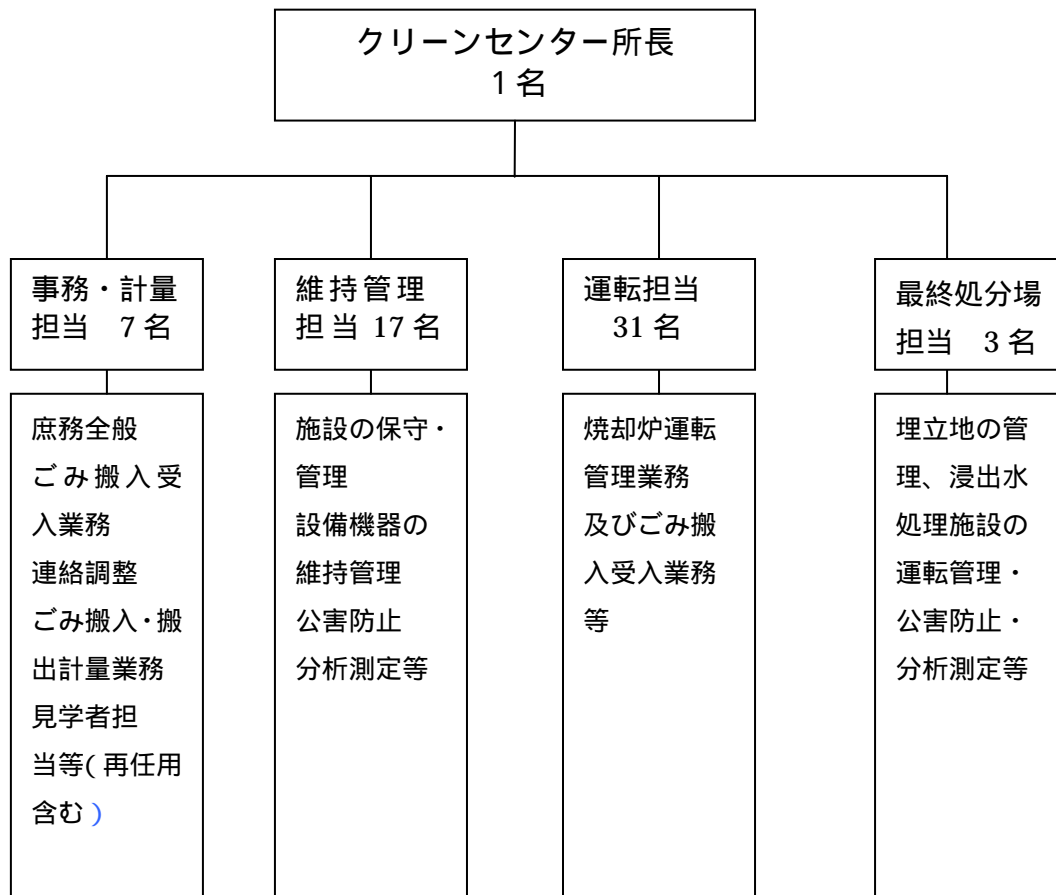
平成 19 年度からは公共下水道へ放流しています。

平成 20 年度の放流量は夏の集中豪雨の影響によるものです。



2 私たちの組織

クリーンセンター所長以下 59 名の職員により構成されています。
担当は 4 つに分かれ、焼却炉の運転担当は交代しながら土曜日、日曜日も含めて昼、夜間の運転の監視や点検等にあたっています。



第2章 私たちの環境配慮の取り組み



工場遠景

・八王子市環境基本計画の基本理念

「一人ひとりが環境について考え、その保全、回復及び創造に積極的に取り組み、環境負荷の少ない、人と自然とが共生できる社会をつくる。」

一般廃棄物処理事業における温室効果ガス排出量を25%削減します。

1 環境配慮の方針

(1) 環境に配慮した工場の運転管理

工場の運転管理は、環境への影響を配慮し、汚染の防止に努めるとともに環境負荷の低減に役立つように適正な維持管理を行います。

また、法令規制物質の管理目標値を定め、常に、安全な焼却炉の運転を心がけています。

(2) 循環型社会システムの核となる清掃工場

ごみ燃焼エネルギーの有効活用及び資源の有効利用に努めます。

現在、ごみの焼却に伴って発生する熱は、発電設備を用いて、熱エネルギーを回収し電力会社に売電しています。また、その一部を場内の給湯や冷暖房に利用するとともに、工場に隣接する余熱利用施設「戸吹湯ったり館」に給湯用として、同じく隣接する「戸吹不燃物処理センター」へ防爆用として蒸気を供給しています。

(3) 地球温暖化防止

省エネルギーを一層推進し、社会全体としての温室効果ガス⁽³⁾の排出削減を図ります。

(4) 地域との共存

地元住民との協議会を開催し、工場の排ガスのデータや、最終処分場の放流水のデータなどを公開し、地域に理解された運営を行ってまいります。

用語解説

(3) 温室効果ガス

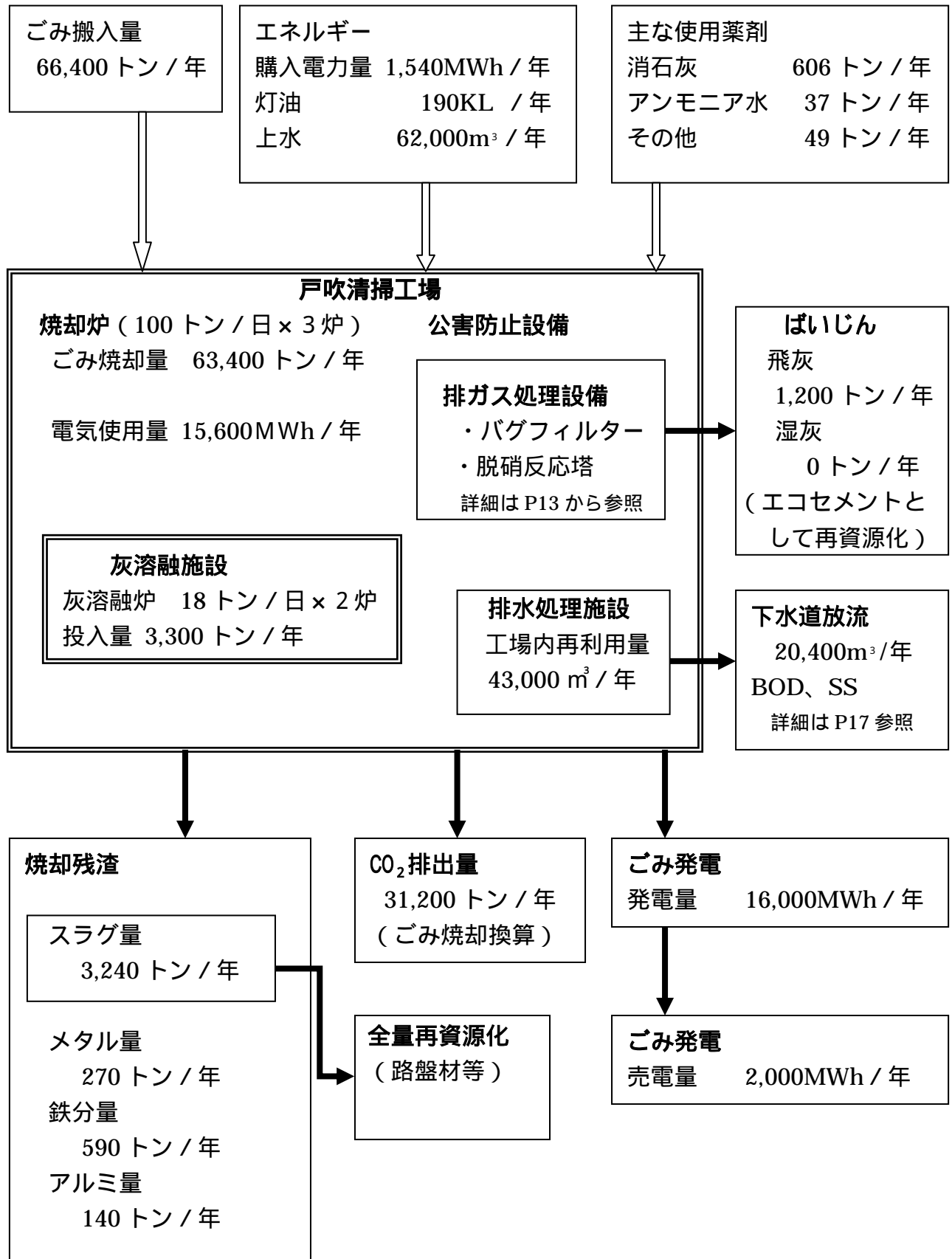
地球を取り巻く大気中には、温室ガラスと同じように、太陽からの放射をほぼ完全に通過させ地表から放射させる熱（赤外線）を吸収し、熱が地球の外に出て行くのを防ぐ性質を持つ微量のガス（二酸化炭素（CO₂）、メタン（天然ガスの主成分）、フロンなど）が存在します。これらのガスを温室効果ガスといいます。

近年、人間活動の拡大に伴い二酸化炭素（CO₂）の排出量が増加し、それに伴い大気中の二酸化炭素濃度も大きくなっています。

1990年以降、二酸化炭素（CO₂）などの温室効果ガスの大気中濃度が上昇し森林破壊、砂漠化、異常気象等、地球的な規模での温暖化が問題になっています。

2 環境負荷

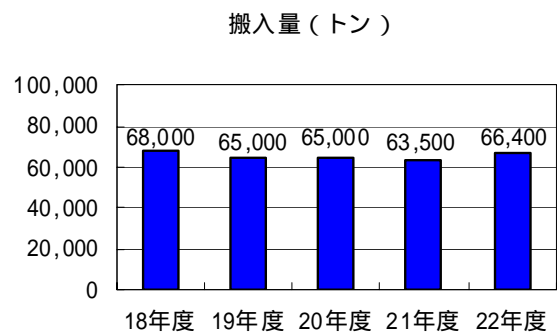
(1) 平成22年度の物質収支



(2) 平成18年度から22年度の推移(工場)

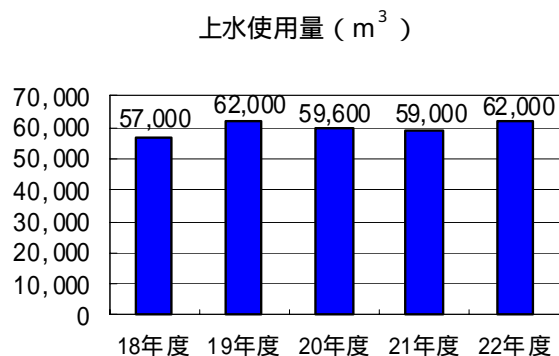
ごみ搬入量の変化

平成16年10月からのごみ有料化がはじまりました。平成22年度は9月末に館清掃工場の停止により、前年度と比較してやや増加しています。



上水使用量の変化

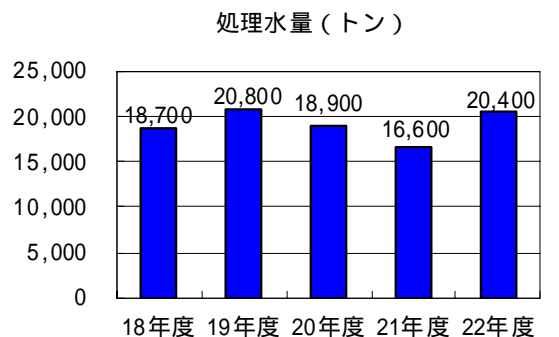
上水使用量は、主に工場内の焼却設備に使用しています。焼却炉の運転状況により変動します。



処理水量の変化

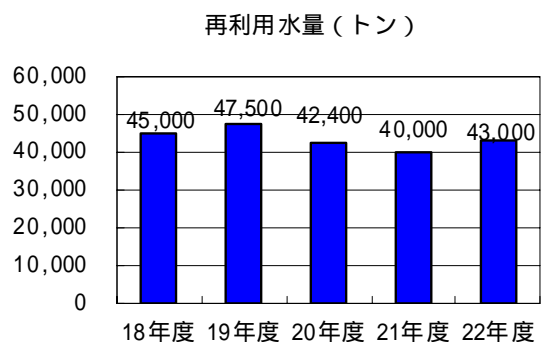
工場内の排水はすべて排水処理施設で凝集沈殿処理、活性炭処理等を行い、公共下水道へ放流しています。

22年度は前年度と比較してやや増加しています。



再利用水量の変化

工場内では処理水を再利用し、上水の使用量削減に努めています。

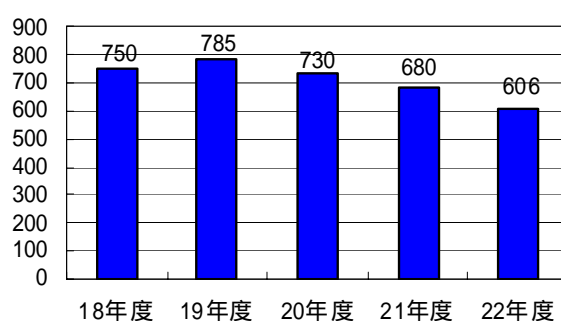


薬剤納入量の変化：高反応消石灰

高反応消石灰は、排ガス中の塩化水素ガス等の酸性ガスの中和に使用しています。焼却状況により変動します。

高反応消石灰：通常使用される消石灰（ごみ焼却炉で発生する酸性ガスを除去する薬剤）より塩化水素の除去率が高い消石灰です。

消石灰納入量（トン）

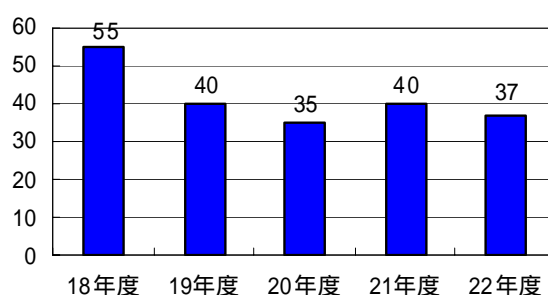


薬剤納入量の変化：アンモニア水

アンモニア水は、排ガス中の窒素酸化物の除去に使用しています。

使用量は、焼却状況により変動します。

アンモニア水納入量（トン）

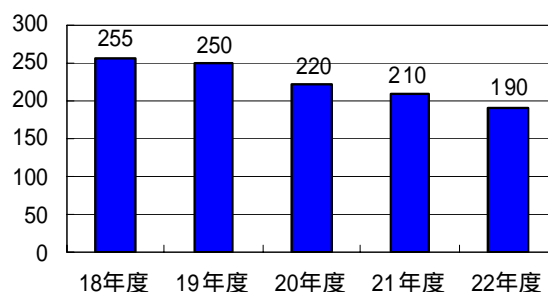


灯油使用量の変化

ごみ焼却施設の立ち上げ下げ時の助燃として用います。

また、灰溶融設備の二次燃焼装置に使用します。

灯油 (KL)



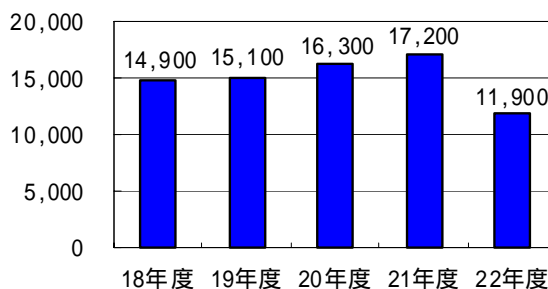
破碎可燃ごみ搬入量の変化

隣接する戸吹不燃物処理センターから搬入される破碎可燃ごみ量です。

平成 22 年 10 月にプラスチック資源化センターが稼働し大幅に減少しました。

破碎可燃ごみは、主に廃プラスチック類、木片、紙類等です。

破碎可燃ごみ搬入量（トン）



3 環境対策（6回/年測定）

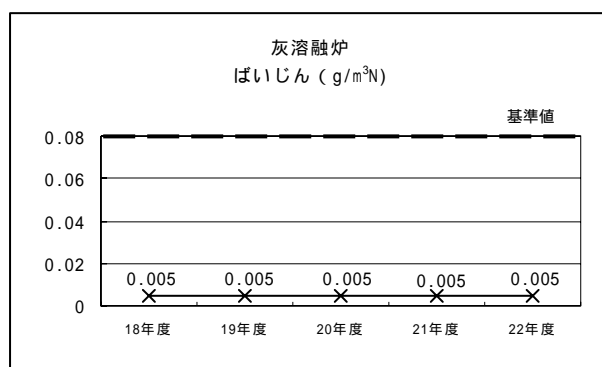
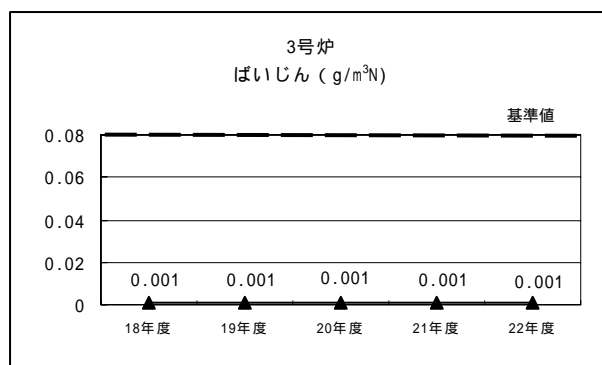
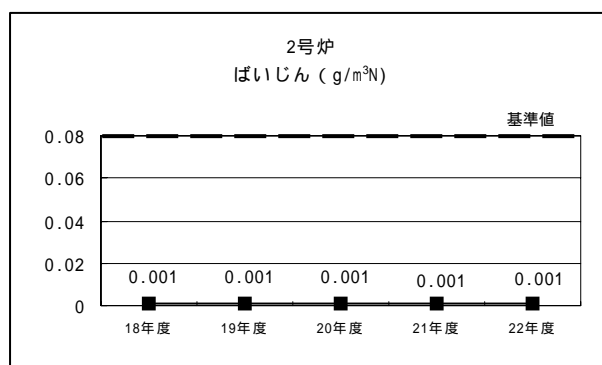
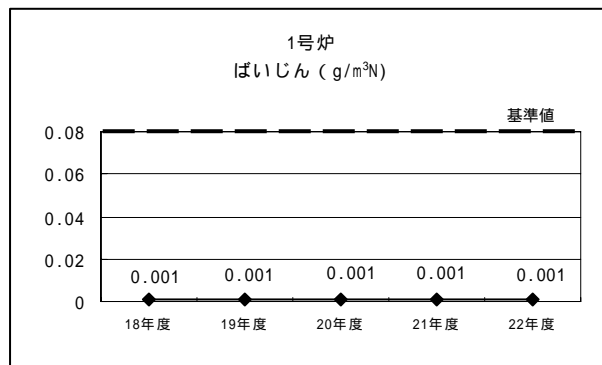
（1）排ガス

ばいじん

ごみ焼却によって飛散する微小な灰分である粒子状の物質です。

反応ろ過式集じん装置で除去します。

国基準値 $0.08 \text{ g / m}^3 \text{N}_{(4)}$



用語解説

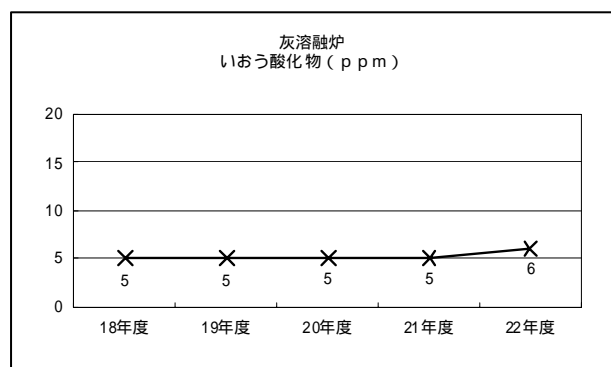
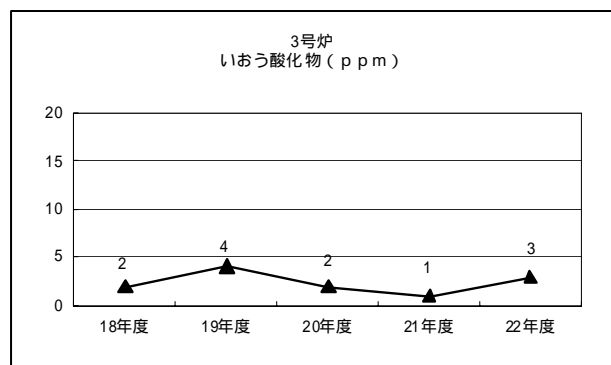
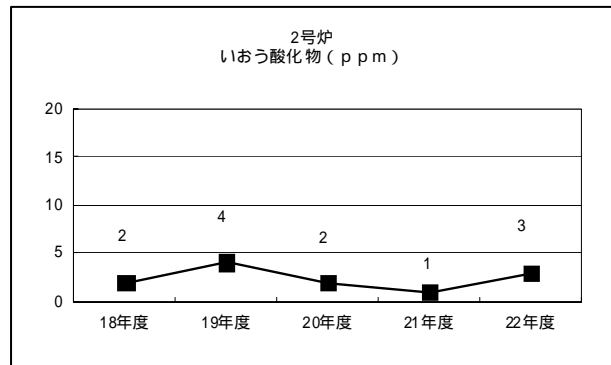
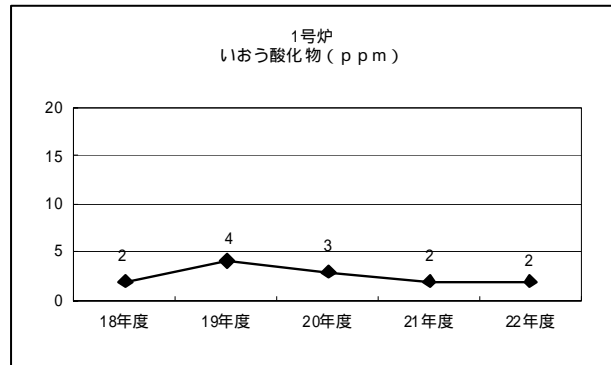
（4）m³N

標準状態（0、1気圧）における気体の体積を表す単位で「ノルマル立方メートル」といいます。

いおう酸化物 (SOx)

ごみに含まれていたいおう分は焼却により排ガス中にいおう酸化物を生じます。

いおう酸化物は高反応消石灰と反応して低減されます。法令では、煙突の高さによって規制(K値規制)⁽⁵⁾されています。



用語解説

(5) K値規制

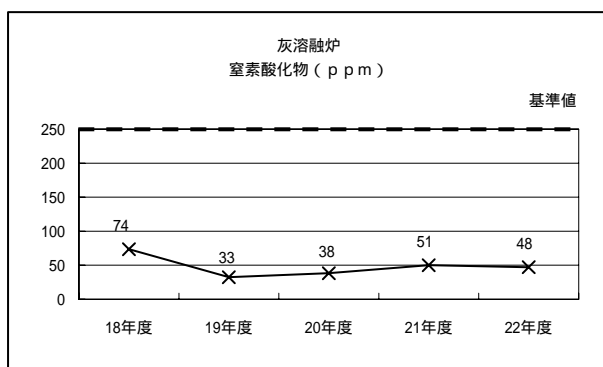
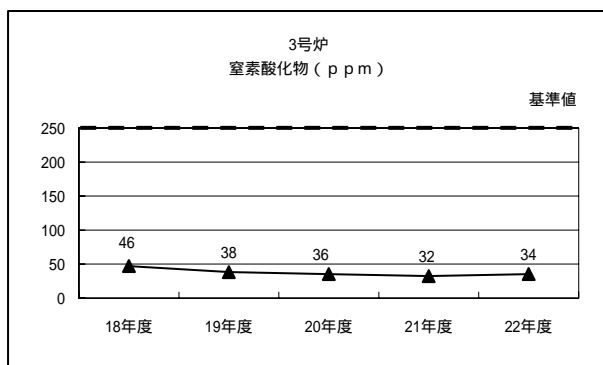
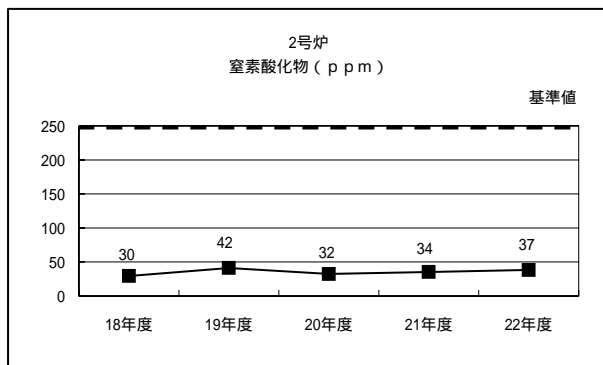
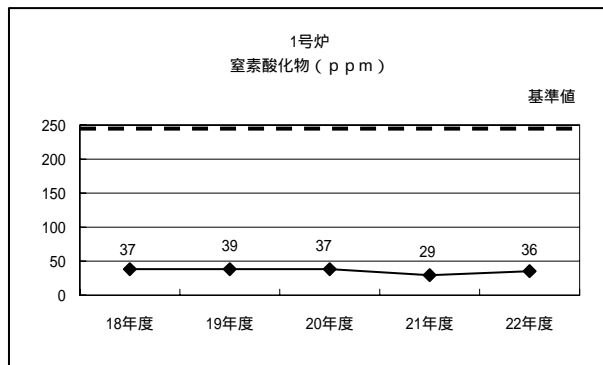
大気汚染防止法で採用されている「いおう酸化物」の規制方法です。

ばいじん発生施設の排出口(煙突)から排出されたいおう酸化物が拡散して地表に着地した時の濃度が一定の値以下となるように排出口の高さ応じて排出量を規制する方式です。K値はいおう酸化物の許容排出量を求める際に使用する定数です。

窒素酸化物 (NOx)

焼却すると空気中の窒素分と酸素分が反応して窒素酸化物が生成されます。窒素酸化物は脱硝設備（アンモニアを使用）を通すことにより、分解除去されます。

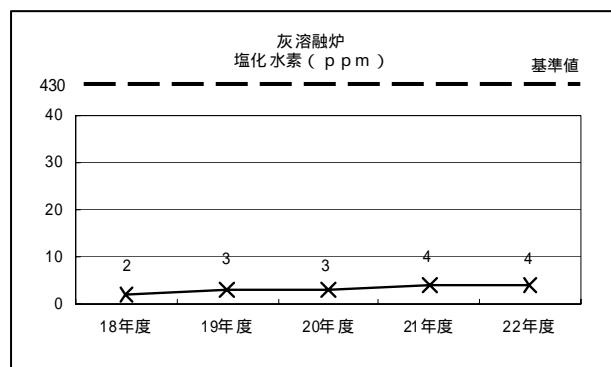
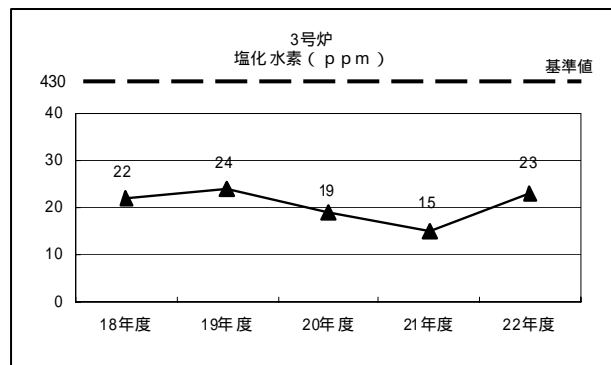
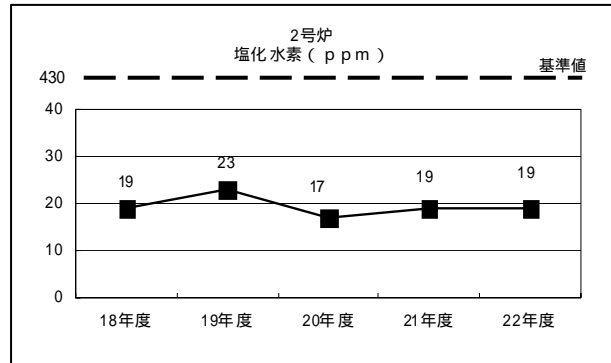
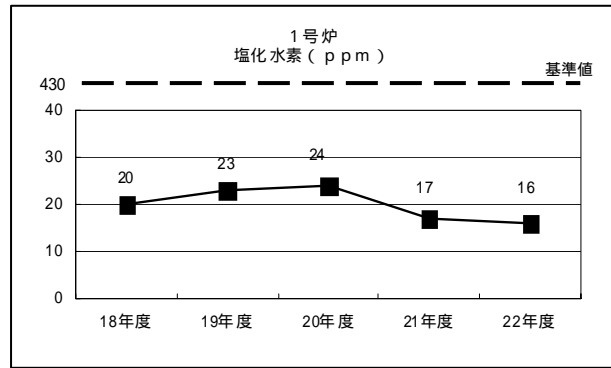
国基準値 250ppm



塩化水素 (HCL)

焼却すると、ごみに含まれる塩素分が炭酸ガスなどと反応して塩化水素ガスを発生します。塩化水素ガスは高反応消石灰で処理します。

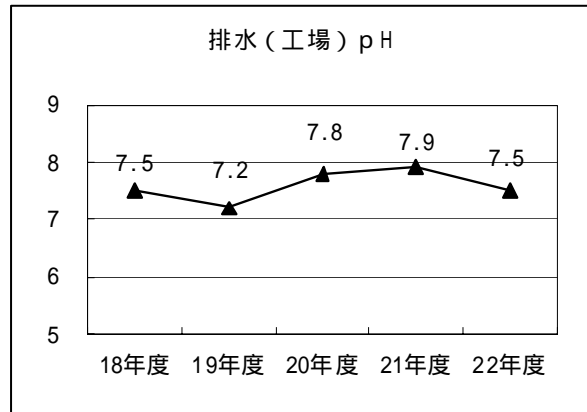
国基準値 700 mg/m³N (430ppm)



(2) - 排水(工場)

pH(水素イオン濃度): 水の酸性、アルカリ性を示す指標となるもので、0 から 14 で表します。7 は中性です。焼却後の各排水を排水処理施設で処理後、公共下水道に流しています。

「八王子市下水道条例」の基準値 (pH5 を超え pH9 未満) に適合しています。



BOD (生物化学的酸素要求量)

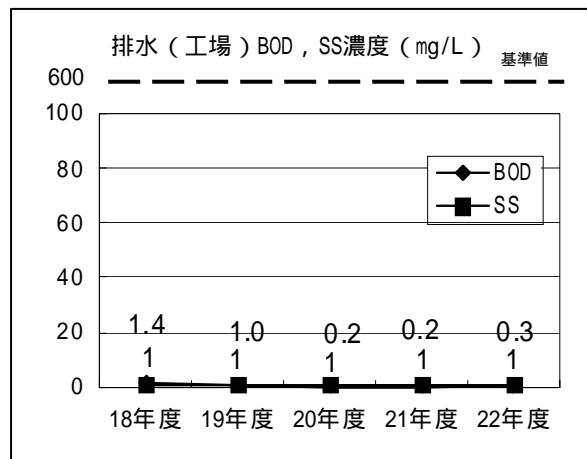
排水中の有機物の量を知るものです。

「八王子市下水道条例」の基準値 (600 mg/L 以下) を下回っています。

SS (浮遊物質)

排水中の濁りを知るものです。

「八王子市下水道条例」の基準値 (600 mg/L 以下) を下回っています。



(2) - 排水(最終処分場)

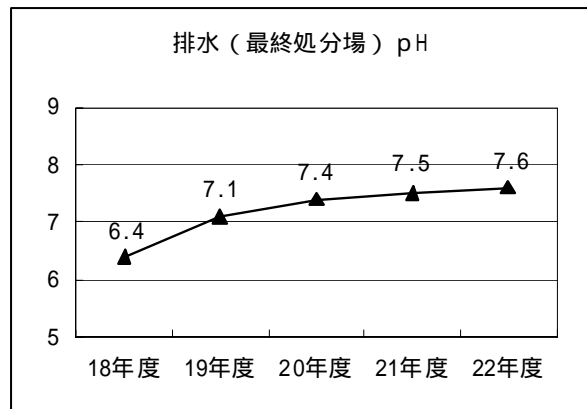
平成 18 年度までは東京都条例の摘要を受けていましたが、平成 19 年度からは公共下水道に接続となり、八王子市下水道条例の摘要を受けています。

(基準値は八王子市下水道条例による)

pH (水素イオン濃度):

基準値 pH5.8~8.5 (平成 18 年度まで)

pH5.0~9.0 (平成 19 年度以降)



BOD (生物化学的酸素要求量):

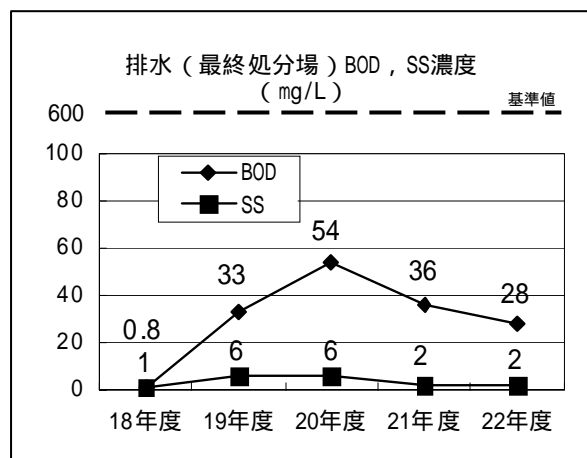
基準値 25 mg/L (平成 18 年度まで)

600mg/L (平成 19 年度以降)

SS (浮遊物質):

基準値 25 mg/L (平成 18 年度まで)

600mg/L (平成 19 年度以降)



(3) ダイオキシン類 (年平均値)

ダイオキシン類は塩素系の化合物で、ポリ塩化ジベンゾ-p-ジオキシン、ポリ塩化ジベンゾフラン、コプラナ PCB の総称です。塩素の数・位置によりそれぞれ 75 種、135 種、13 種の異性体 (同じ種類で、性質などが異なる物質) があります。清掃工場では、ごみの中にある塩素系プラスチックなどが有機物質と反応してダイオキシン類が発生します。発ガン性などがあると報告されています。

排ガス

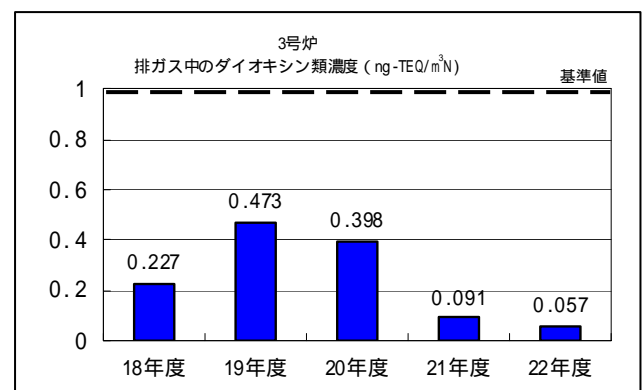
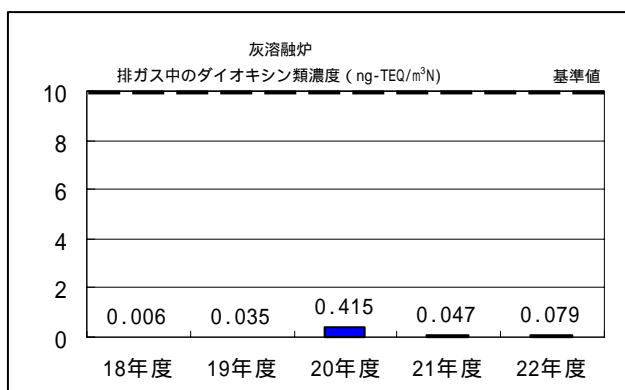
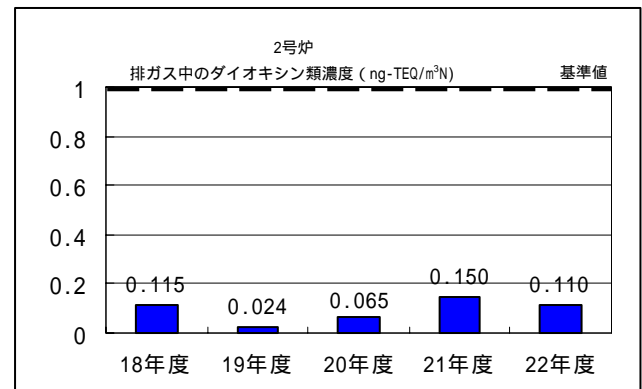
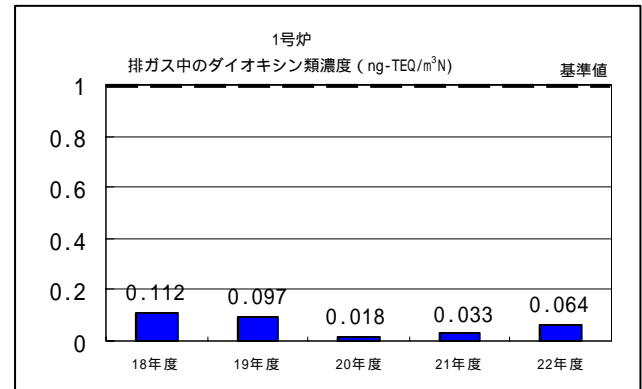
850 以上で燃焼してダイオキシン類発生を抑制し、さらに反応ろ過式集じん装置で生成物は除去されます。

国基準値

1 ng-TEQ/m³N₍₆₎ (1~3 号炉)

10 ng-TEQ/m³N₍₆₎ (灰溶融炉)

(ダイオキシン類対策特別措置法)



用語解説

(6) TEQ (毒性等量) / m³N

ダイオキシン類の毒性の評価を表すときに用い、ダイオキシン類の中でも最も毒性の高い 2,3,7,8-TCDD の毒性を 1 として、他のダイオキシン類の強さを換算した単位のことです。{ ng-ナノグラム-10 億分の 1 グラム 《10 億分の 1 とは 50m プール (1000 m³) に 1 個の角砂糖 (1g) を溶かした程度のもの》、pg-ピコグラム-1 兆分の 1 グラム }

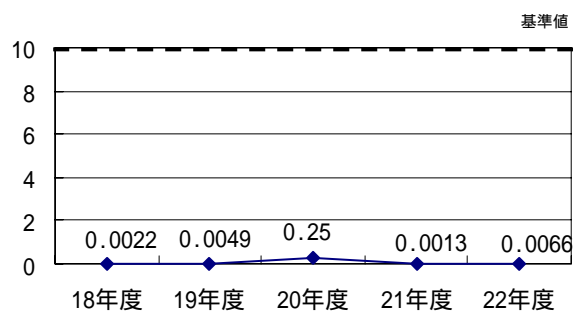
m³N: 標準状態 (0 °C、1 気圧) における気体の体積を表す単位で「ノルマル立方メートル」といいます。

排水（工場）

工場の焼却排水を処理施設で処理した後のダイオキシン類の値です。

国基準値 10pg-TEQ/L

排水（工場）中のダイオキシン類濃度 (pg-TEQ/L)

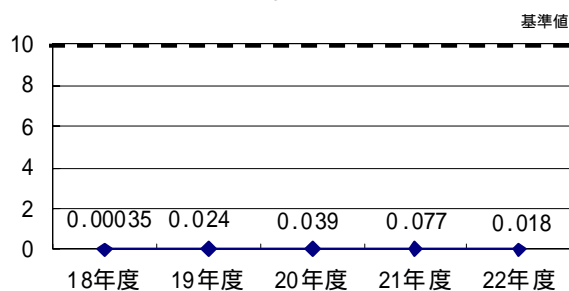


排水（最終処分場）

pH・BOD・SSと同様、平成19年度からは、浸出水は公共下水道に放流しています。

国基準値 10pg-TEQ/L

排水（最終処分場）中のダイオキシン類濃度 (pg-TEQ/L)



4 P R T R制度に基づく排出量及び移動量

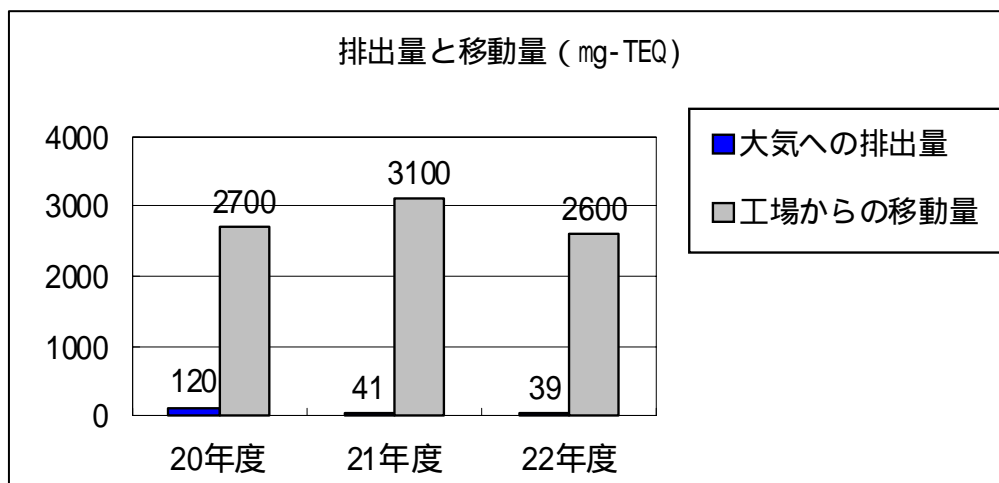
PRTR制度：化学物質を取り扱う事業者の方に、化学物質の排出量、移動量の届出を義務付ける制度です。

目的：化学物質を取り扱う事業者が、どれだけの化学物質を環境へ排出しているかについて自ら把握して届け出ることにより、化学物質の自主的な管理を促進し、環境保全上の支障を未然に防止することを目的としています。

対象化学物質：第一種化学物質のうちダイオキシン類

大気への排出量：煙突からの排出量

工場からの移動量：工場から出るスラグ量とばいじん量



5 熱エネルギーの有効利用

(1) 熱の供給

戸吹清掃工場から発生した熱の一部は隣接する余熱利用施設「戸吹湯ったり館」に供給しています。



余熱利用施設「戸吹湯ったり館」

(2) 発電

戸吹清掃工場で作られた電気は工場内で使用されるほか、電力会社に売っています。

平成 22 年度の発電電力量は 16,000MWh です。このうち売電量は 2,000MWh で、収入額は 1,500 万円でした。

売電の年間平均単価は約 7.5 円 / kWh (税込) です。

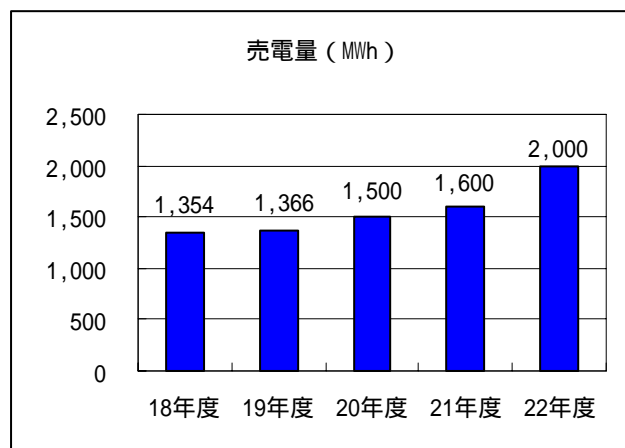


蒸気タービン発電機

売電量の変化

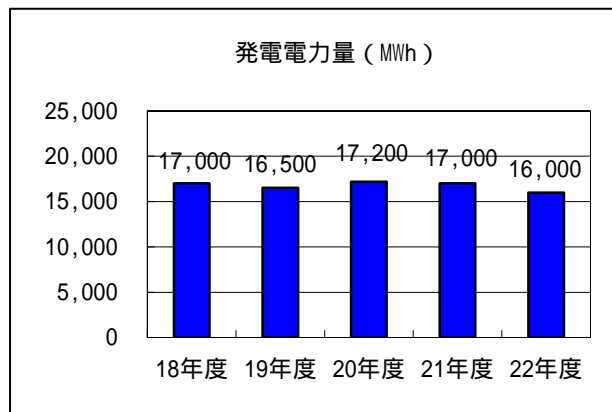
平成 12 年 10 月より売電を開始しました。

焼却状況により売電量は変動します。(2 炉運転が多くなると売電量が増加します。)



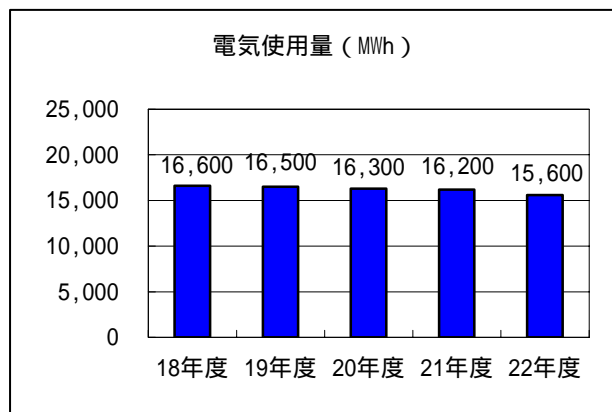
発電電力量の変化

ごみの焼却により発生した熱を利用して発電しています。発電電力量は運転状況により変動しますが、特に大きな変動はなく安定しています。



電気使用量の変化

電気使用量は主に、焼却設備と灰溶融炉設備に使用しています。
大きな変動はなく、ほぼ横ばいの使用量で推移しています。
運転状況により変動します。



6 焼却灰の有効利用

(1) スラグの有効利用

平成 13 年 3 月に隣接する余熱利用施設「戸吹湯ったり館」のバス折返し場到下層路盤材や表層アスファルトにスラグを混入した材料を用いて舗装を行いました。

スラグの用途としては、主に改良土等に利用しています。

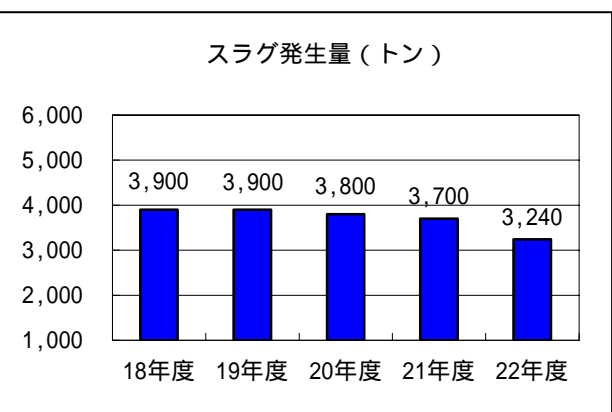


バス折り返し場

スラグ発生量の変化

焼却量により、発生量も変動します。(平成 16 年 10 月ごみ有料化開始以降は減少傾向。)

平成 22 年度は前年度に比べやや減少しました。



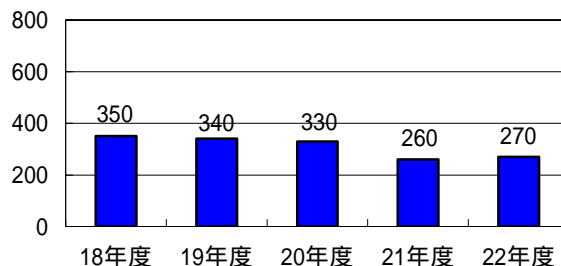
(2) メタル

メタル発生量

灰溶融炉に投入する主灰の減少により、メタル発生量も減少傾向にあります。

灰溶融炉から出るメタル（金属）から希少金属を取り出しリサイクルしています。

メタル発生量（トン）



エコセメントのうごき

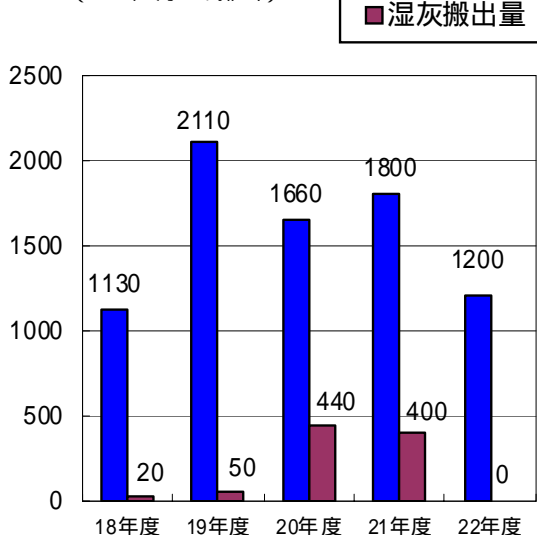
普通のセメントの原料は主に石灰石、粘土、けい石などですが、ごみを焼却した際に発生する焼却残渣（焼却灰やばいじん）にもセメントの成分である石灰分や粘土等を含んでいます。これを主原料とし、不足している石灰石等を加えて製造したものがエコセメントです。

平成 18 年 7 月より東京たま広域資源循環組合において、最終処分場の延命化とリサイクルの推進を図るため同組合のエコセメント化施設が稼動しました。

平成 18 年 10 月からは焼却残渣₍₇₎（飛灰及び湿灰）は、埋立せずにエコセメント化施設に搬入しています。

八王子市では狭間公園のコンクリート境界ブロックにエコセメントを利用しています。

飛灰及び湿灰の排出量（トン）
（H18年8月より排出）



コンクリート境界ブロックに利用

用語解説

(7) 焼却残渣

ごみや下水汚泥等を燃やして残ったものをいいます（焼却灰）。これは主灰ともいいます。主灰を水で湿らせると湿灰になります。

また、排ガス中のばいじんを集じん機で捕集した灰を飛灰といいます。

7 環境負荷を減らす取り組み

環境にやさしい八王子市役所エコアクションプラン⁽⁸⁾を平成17年3月に策定しました。

取り組みの柱

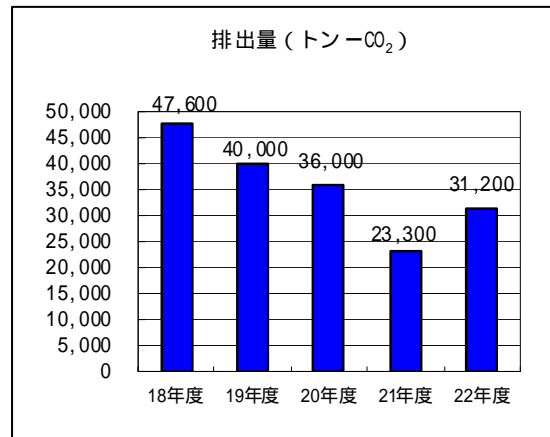
(1) 地球温暖化対策の推進

省資源・省エネルギーなどの事務事業活動に伴う二酸化炭素等の温室効果ガスの排出量を削減していきます。

二酸化炭素(CO₂)排出量の変化

焼却量とごみの成分(特にプラスチックの割合)により、二酸化炭素排出量は増減します。

リサイクルを推進しているため、二酸化炭素の排出量は抑制傾向にありましたが、平成22年10月から不燃ごみ(プラスチック製おもちゃなど)の一部を可燃ごみに変更したことも増加要因の一つと考えられます。



(2) 環境に配慮した物品調達への推進

グリーン購入法の施行を踏まえ、八王子市グリーン調達方針⁽⁹⁾⁽¹⁰⁾に基づき環境に配慮した物品調達を推進します。

(3) 廃棄物の減量とリサイクルの推進

ごみ減量や資源化を推進するために、ごみの発生抑制から再利用、リサイクルの取り組みを推進します。

用語解説

(8) 八王子市役所エコアクションプラン

市は、市内最大の事業者・消費者であることを踏まえ、市民・事業者の自主的・積極的な取り組みの促進を図る観点から、率先して市自ら事務事業における環境への負荷を低減するための職員行動計画です。このプランでは、地球温暖化防止のための温室効果ガスの抑制、ごみの減量・リサイクル、グリーン調達に取り組んでいきます。

(9) グリーン調達

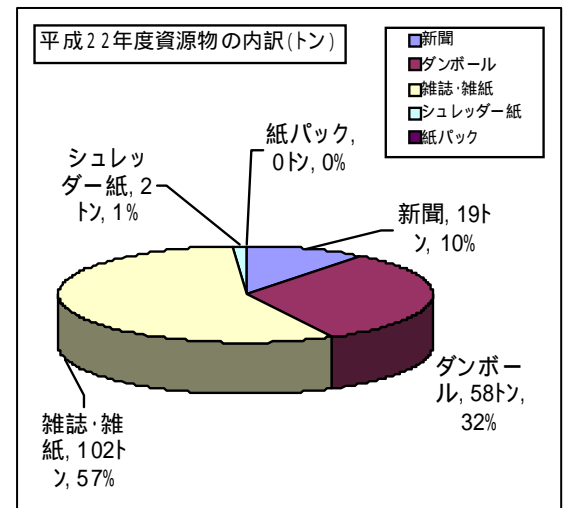
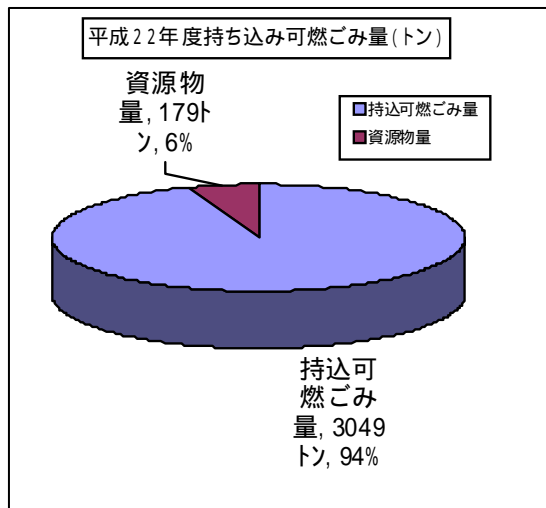
購入の必要性を十分に考え、できるだけ環境への負担が少ない製品やサービスを調達することです。

(10) 八王子市グリーン調達方針

八王子市エコアクションプラン及び国等による環境物品の調達等に関する法律に基づき、八王子市における環境負荷の少ない物品及び役務の優先的な購入及び借上げを推進するために基本的事項を定めた方針です。

工場での取り組み

- ・熱エネルギーの利用 : 工場で作られた電気は工場内で使用されるほか、電力会社に売電しています。また、工場から発生した熱の一部を隣接する余熱利用施設「戸吹湯ったり館」に供給しています。
- ・処理水の再利用 : 焼却設備や収集車を洗車した排水を処理施設で処理し、この処理水を焼却設備、トイレ等に再利用しています。
- ・焼却残渣等の有効利用 : 灰溶融炉から排出されるメタルから鉄や希少金属を取り出しリサイクルしています。
- ・事務室での取り組み : メモなどは裏面の使用や、使用済みの紙の裏面を再利用するなど、紙の使用量の削減に努めています。また、不要な照明は消灯するなど節電に取り組んでいます。
- ・資源物回収 : 工場に持ち込まれる可燃ごみのうち、新聞、ダンボール、雑誌、雑紙、シュレッダー紙、紙パックは焼却せずに資源物として回収しリサイクルに役立っています。



・内容物調査の実施

工場へ持ち込まれる事業系可燃ごみは、定期的に内容物調査を実施しています。

持ち込まれたごみの中に不適物等が含まれていた場合、事業者を持ち帰りを指示し、指導・改善を行っています。



8 安全衛生などの取り組み

(1) 環境部事業場安全衛生委員会

環境部の9事業場の安全衛生委員会を毎月1回開催しています。
平成22年度安全衛生事業計画における重点目標は昨年に引き続き
「安全運転の徹底」「安全作業の実践」「メンタルヘルスケアの推進」です。

職場の安全と健康を確保し、快適な職場環境の形成を促進するために
戸吹清掃工場の職場安全衛生会議を毎月1回開催しています。

また、職場安全衛生委員によるパトロールを月1回実施しています。

主な職場安全衛生会議の内容

- 4月 平成22年度安全衛生事業計画について
- 6月 平成22年度全国安全週間活動について
- 7月 事業場安全パトロールについて
- 9月 交通安全講習会実施について
- 10月 平成22年度安全衛生事業実施報告(上半期)について
- 12月 年末年始無災害運動の取り組みについて
- 3月 年度末無災害運動の実施について

(2) 無事故無災害運動

当工場では、毎日、朝礼、夕礼を行っています。

また、始業時ミーティング、安全スローガンの唱和を行い、作業前にKYT,TBM等を実施し、安全意識の啓発に努めています。

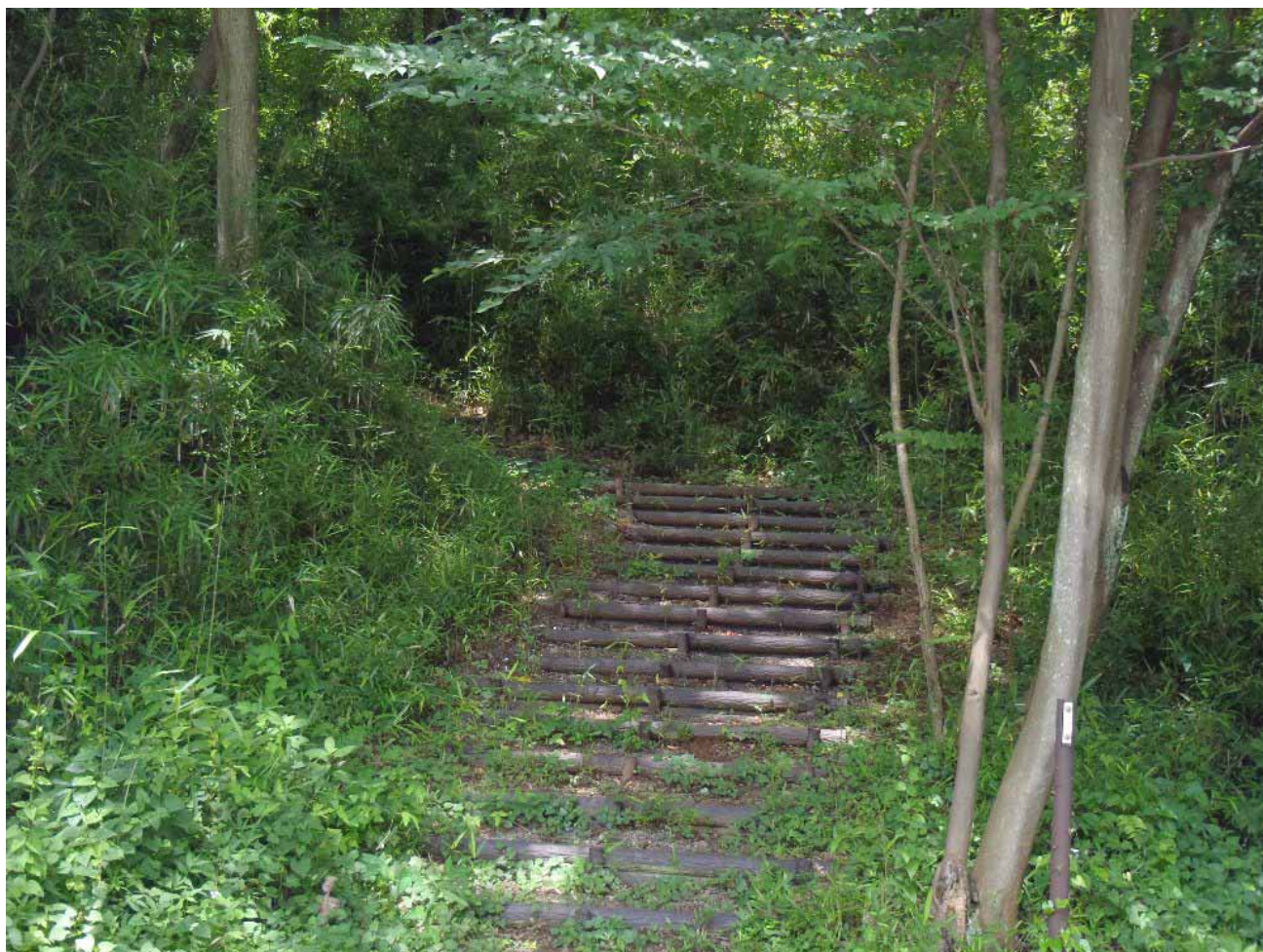


(3) ダイオキシン関係

廃棄物焼却炉施設内作業における「ダイオキシン類ばく露防止対策要綱」及び、「八王子市ダイオキシン類対策委員会設置要綱」に基づき、廃棄物焼却施設に勤務する職員等のダイオキシン類へのばく露防止に関する処置等を推進するために平成14年1月に「ダイオキシン類へのばく露防止推進計画」策定しました。

これをふまえて、戸吹清掃工場では、ダイオキシン類の有害性や作業方法及び事故の場合の措置等について労働安全教育を実施しています。

第3章 コミュニケーション



戸吹湯ったり館への散歩道

1 環境情報の公開

(1) インターネットにホームページを開設しています。

HP: <http://www.city.hachioji.tokyo.jp/shisetsu/kankyo/tobukiseisokojojo/index.html>

戸吹クリーンセンター（戸吹清掃工場） 東京都八王子市戸吹町 1916 番地

TEL 042-692-5389

FAX 042-691-8678

（持ち込み受け付け時間）

月曜日から金曜日（祝日を含む、年末年始を除く）と毎月第4日曜日の午前8時30分から午後4時までです。

(2) 排ガス状況表示盤

工場入口には排ガス中の、いおう酸化物、窒素酸化物、塩化水素、ばいじんの計測データを示す電光掲示板があります。

現在の状況を知ることができます。



排ガス状況表示盤

(3) 対策協議会の開催

年2回、地域住民委員、市委員により構成される「八王子市戸吹最終処分場等清掃事業施設対策協議会」を開催し、工場の操業状況や各種測定結果などを報告しています。

また、戸吹最終処分場周辺環境対策事業として大棚川の周辺を年1回対策委員等により除草及び清掃作業を実施しています。

対策協議会委員の構成

地域住民委員：	13名
市委員	5名
合計	18名



対策協議会

2 寄せられた意見・要望

特にありませんでした。

3 施設の見学

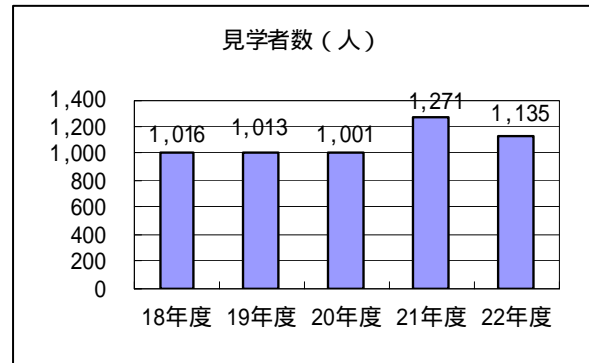
平成 22 年度の見学者は、総数 1,135 人となりました。

主な内訳は、

- ・ 小中高等学校 15 件 571 人
- ・ 行政 20 件 474 人
- ・ 一般 5 件 90 人

施設見学の希望の方は、事前にご連絡
ください。

見学には説明者がついてご案内し、ご質問にも応じています。
所要時間は約 1 時間です。



問い合わせ先：戸吹清掃工場 TEL：042-692-5389 FAX：042-691-8678

4 美化活動

(1) 敷地内の美化活動

植栽や樹木の剪定は、必要に応じて職員が
行っています。

(2) 周辺地域の美化活動

戸吹清掃工場と戸吹最終処分場の周辺地域
について大柵川の清掃等を年 1 回行っています。



5 事業のあゆみ

年 月	出来 事
昭和 49 年 3 月	旧戸吹清掃工場竣工
平成 6 年 9 月	新戸吹清掃工場着工
平成 10 年 3 月	新戸吹清掃工場完成
平成 10 年 4 月	新戸吹清掃工場操業開始

建設の経緯

旧戸吹清掃工場は、昭和 49 年度稼動開始の施設であり、平成 6 年には 20 年が経過し、このため、施設の老朽化が著しく実処理能力が年々低下していました。

一方、ごみ量については昭和 60 年以降、市内のごみが増え続け、今後も人口増加の傾向が予想されました。

このような中で、「可燃ごみの全量焼却体制の確立」を図るため建設されたのが新戸吹清掃工場です。なお、旧工場は廃止しました。

案内図



本報告書に関するお問い合わせは、下記までお願いします。

名 称：八王子市戸吹清掃工場
所 在 地：〒192-0001 八王子市戸吹町 1916 番地
電 話：042-692-5389
F A X：042-691-8678
発 行：平成 23 年 9 月 1 日
作 成 者：八王子市環境部
発行責任者：守屋 和洋（戸吹クリーンセンター所長）
HP：<http://www.city.hachioji.tokyo.jp/shisetsu/kankyo/tobukiseisokojyo/index.html>
E-mail：b112400@city.hachioji.tokyo.jp